

『新行政不服審査法講演会』 —全国キャラバン—

平成26年6月に「行政不服審査法」が全面改正されました。今回の改正では、

①不服申立類型を審査請求に一元化、②審理員制度の導入、③行政不服審査会等などの第三者機関の導入、④不服申立期間を60日以内から3か月以内に延長

など、公正性・利便性の向上等の観点から、見直しが行われました。

そこで、一般市民の皆様や、行政不服審査事務に従事する行政機関の職員各位に向け、平成28年4月（予定）の改正法の施行に対応するための講演会（セミナー）を開催します。

開催時間	プログラム
10:00～11:45	(シンポジウム) 行政不服審査法の改正意義について
13:00～14:40	(研修) 行政不服審査法における審理手続について
15:00～16:30	(研修) 審理手続の実際について

※シンポジウムでは、行政法学者・実務家により今回の法改正の意義について討論

※研修は行政不服審査事務の実際について研修（行政機関の職員等を対象）

開催日程	開催地	会場	定員
9月18日（金）	札幌	札幌コンベンションセンター	300人
9月25日（金）	仙台	ハーネル仙台	250人
9月28日（月）	金沢	石川県地場産業振興センター本館	180人
10月28日（水）	さいたま	JA 共済埼玉ビル	300人
10月30日（金）	大阪	大阪 YMCA 国際文化センター	300人
11月06日（金）	名古屋	名古屋国際センター別棟	180人
11月20日（金）	東京	アリアル会議室ANNEX（アネックス）五反田『B会場』	250人
12月08日（火）	岡山	岡山商工会議所	200人
12月15日（火）	福岡	㈱電気ビル本館	200人

※参加申込開始日は、開催地ごとに異なります。開催地ごとの詳細が決まり次第ホームページに掲載します。参加希望の方は、当該ホームページの案内に従ってお申込みください。（申込開始日前のお申込みは受け付けません）。

■主催・お問い合わせ

一般財団法人

行政管理研究センター TEL.03-5969-8211

東京都文京区湯島3丁目31-1 中川ビル5階

FAX03-5688-8400 <http://www.iam.or.jp/>

本研修会は総務省からの受託事業です。